

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）
の修正案に係る意見募集結果について

令和 7 年 1 0 月 6 日
原 子 力 安 全 対 策 課

原子力防災訓練の教訓や県の取組、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案について、県民へのパブリックコメントを実施したところ、次のとおりでしたので報告します。

- 1 意見募集の期間 9月17日（水）から10月1日（水）まで
- 2 実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所等の県関係機関及び市町村役場窓口等にて意見募集
- 3 意見総数 35 件（5 名）
- 4 主な意見等の内容と意見に対する県の考え方

意見等の内容(要旨)		意見に対する県の考え方
屋内退避に関すること		
家屋の倒壊、道路の崩壊となると屋内退避はできず、避難所も倒壊していることも考えられる。避難所の収容人数は限られていて多くの人が避難することはできない。		状況に応じて自衛隊等の実動機関の協力も得ながら対応します。
生活の維持に必要な一時的な外出をすると被ばくする。		放射性物質が放出される可能性が高くなった場合は、一時的な外出等を控える旨を、様々な媒体を通じて呼びかけます。
屋内での放射線量が屋外より高くなると、屋内退避の結果被ばくする。		屋内退避の継続が困難と判断される場合は、国に避難への切替えを促します。
被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に含まれる職種をすべて明記すべき。		従事者の理解を得た上で災害対応を行います。また、状況に応じて自衛隊等の実動機関の協力も得ながら対応します。
原発関係労働者以外は、本来被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事することを強要すべきではない。		
複合災害対策に関すること		
地震火災との複合災害により屋内退避が困難になった場合には、放射性物質が降下する中で、グラウンドや公園等に避難しとどまることは、より被爆することになる。また、気象警報発表時や、地震、津波、大雪・台風等がほぼ同時期に発生した条件でも避難可能な対策を策定すべきである。		複合災害時には、まずは人命の安全確保を最優先することを原則としており、状況に応じて自衛隊等の実動機関の協力も得ながら対応します。
武力攻撃への対応		
弾道ミサイル及び航空攻撃以外の潜水艦を使って上陸したゲリラ攻撃対応の記述がない。重装備している特殊工作員には、現状の原発警備では太刀打ちできない。原発の破壊によるメルトダウン・爆破などで大量の放射性物質放出が懸念される。		武力攻撃事態等が認定された場合は、国民保護計画に基づき対応します。
避難行動要支援者		
要配慮者の入所している社会福祉施設・医療施設などの各施設では、避難計画を作成することになっているが、原発事故の進展状況が不明なため、実効性のある計画にすることは困難である。インフラ・医療品やスタッフなどが整っていないと、屋内退避も避難も困難。		病院や福祉施設が作成している避難計画により対応します。避難行動要支援者の個別避難計画の策定も進められており、原子力防災訓練などの機会を通じて実効性向上を図ります。
安定ヨウ素剤の事前配布		
安定ヨウ素剤については、乳幼児・子どもなどを中心に事前配布を基本としておく必要がある。		安定ヨウ素剤の事前配布を希望される住民の方に対し、通年配布や事前配布説明会による事前配布に加え、今年度から郵送による配布を開始しました。

※その他の御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。なお、いただいた個別の御意見に対する県の考え方は当課ホームページに掲載します。

5 今後の予定

地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案については、11 月頃に開催する鳥取県防災会議において審議いただく予定です。